

厚岸町議会 第4回定例会

平成22年12月17日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまから、平成22年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、竹田議員、15番、石澤議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。

- 谷口委員長 議会運営委員会を開催いたしましたので報告いたします。
昨日、12月16日に開催をいたしました。
協議内容についてであります。
(1)陳情について。
①陳情第1号 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情書。審査方法につきましては、上程後厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。
②陳情第2号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情書。審査方法は、上程後、厚生文教常任委員会に付託いたします。閉会中の審査といたします。
(2)追加議案についてであります。
①議案第96号 工事請負契約の締結について。議案第97号 工事請負契約の締結について。議案第98号 工事請負契約の締結について。審査方法は、本3件については一括上程とし、審査は本会議においては、それぞれ1件ずつ審査することといたします。
②議案第99号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算。議案第100号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算。審査方法は、本会議において審査することといたします。
以上であります。

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 資料の要求をしたいと思います。

ただいま議会運営委員長からの報告がありまして、追加議案、議案第96号、97号、98号 工事請負契約の締結なのですけれども、毎回工事請負契約については参加業者名や入札金額、順位についての質問というものがあります。そういうことを踏まえた中で、今回追加議案とされている厚岸町学校給食センター建設工事に伴って、その3件についてそれらが確認できる資料を出していただきたいというふうに思います。議案の審議に入る前まででよろしいですので、ぜひともお願いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 準備をさせていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） ただいま2番、堀議員の方から申し出の資料は、でき次第、皆さんの方に配付することといたします。

それでは、委員長に対する質疑を省略いたしまして、以上で、議会運営委員会報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算、議案第80号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第81号 平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第82号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第83号 平成22年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第84号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第85号 平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第86号 平成22年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第87号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算から議案第85号 平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）。

平成22年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,662万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,833万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから4ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では11款17項、歳出では11款26項にわたって、それぞれ1億5,662万4,000円の増

額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

11ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款1項1目、1節地方特例交付金1,187万8,000円の増、交付決定による計上であります。

11款1項1目、1節地方交付税、普通交付税3,463万円の増、歳入歳出予算調整財源としての計上であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金5万7,000円の減、身体障害者デイサービス事業負担金の減であります。2節児童福祉費負担金157万2,000円の減、各保育所入所児童数の増減による計上であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉費使用料13万1,000円の減、床潭及び太田へき地保育所、入所児童数の増減による計上であります。5目1節商工使用料14万5,000円の増、子野日公園使用料の見込み増及び愛冠野営場使用料の運営終了に伴う確定増の計上であります。6目土木使用料、3節住宅使用料49万8,000円の増、内訳は各団地ごとの収納見込みによる増減であります。7目電気使用料、4節保健体育使用料24万3,000円の増、宮園公園パークゴルフ場使用料及び上尾幌やまびこ公園使用料の見込み増による計上であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金328万5,000円の増、障害者自立支援給付費増に伴う国庫負担金の増額であります。2節児童福祉負担金98万6,000円の増、児童手当及び子ども手当の支給見込みに伴う増であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金2,000円の減、障害者児地域生活支援事業補助金26万2,000円の減は、日常生活用具給付等事業の減に伴う交付減であります。社会資本整備総合交付金26万円は、高齢者世帯等除雪事業への交付決定に伴う計上であります。3節防衛施設周辺整備事業補助金61万7,000円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、充当事業である宮園鉄北地区集会所建設事業の執行減に伴う減であります。なお、この補正予算における同交付金は、最終の2次交付分が未決定時における調整であり、前年度の95%相当額での計上であります。2次交付決定による補正予算は、追加提案としておりますことを申し添えます。3目衛生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金140万円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金が、充当事業である衛生センター整備事業の執行減に伴う減額であります。4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金437万8,000円の減、矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金267万4,000円の減、充当事業である矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業の入札執行減に伴う減額であります。

13ページ、特定防衛施設周辺整備調整交付金170万4,000円の減、充当事業である市場衛生管理備品整備事業の執行減に伴う減額であります。6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金367万円の増、除雪対策に対する社会資本整備総合交付金の計上であります。5節住宅費補助金339万8,000円の減、社会資本整備総合交付金について住宅管理分86万7,000円の減は、充当事業である町営住宅奔渡団地安全施設整備事業への追加配分、及び町営住宅宮園団地下水道排水設備整備事業、町営住宅火災警報機整備事業、町営住宅

梅香団地耐震補強事業の執行減に伴う減額であります。住宅建設分が253万1,000円の減は、充当事業である町営住宅建設事業の執行確定による減額であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金10万9,000円の減、太田8番道路整備事業補助金事業執行確定による428万4,000円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金道路新設改良分1,842万円を減じ、河川総務分を2,259万5,000円増として振りかえるものであります。この増減につきましては、歳出でご説明いたします。8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金45万4,000円の減、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、充当事業の宮園公園作業用機械整備事業の執行確定による減であります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民登録費委託金4万9,000円の増。4目土木費委託金、1節河川費委託金4,305万2,000円の増、平成23年度へ繰り越し執行する別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業に係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金164万2,000円の増、障害者自立支援給付費増に伴う道負担金の増額であります。2節児童福祉費負担金10万8,000円の減、児童手当及び子ども手当の支給見込みに伴う減額であります。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金271万5,000円の増、主に緊急雇用創出事業交付金の増額であります。介護サービス事業特別会計への繰出金に充当し、短期入所生活介護サービスで4人、通所介護サービスで1人の計5人を1月から3カ月間雇用するものです。2目民生費道補助金、1節社会福祉補助金164万9,000円の増、主に障害者自立支援対策推進費補助金178万円の増額であります。2節児童福祉費補助金34万1,000円の増、主にひとり親家庭等医療費補助金、医療費の増に伴う計上であります。3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金80万円の増、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時交付金・臨時補助金として、町が行う新型インフルエンザワクチン接種経費の一部に対する財源として交付されるものであります。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金4,000円の増、2節農業振興金119万8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり交付決定による増であります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金139万1,000円の増、道民税徴収委託金の増額であります。5節統計調査費委託金4,000円の減。4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金2万5,000円の増、内訳は説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入1万3,000円の増、保育所用地等の貸地料の増であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入102万2,000円の増、港町5丁目8番2、111.13平方メートルの町有地売り払い代であります。2目1節生産物売払収入262万7,000円の増、カキ種苗売払い代、売り払い実績による減、餌料藻類売払い代、販売量見込みによる増であります。

15ページ。4目農業施設売払収入、1節農業施設売払収入2,673万4,000円の減、事業費確定に伴う減であります。

18款1項寄附金、5目農林水産業費寄附金、3節水産業費寄附金10万円の新規計上、寄附者は、宝洋丸釣クラブ様であります。

20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金1億3,978万4,000円の増、これにより平成21年度からの繰越金1億5,910万1,000円の減額計上となります。

21款諸収入、2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子39万円の増。

6項3目、3節雑入394万9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に共生の町づくり助成事業助成金100万円の減、充当事業の地域活動支援車両整備事業の執行確定に伴うものです。釧路産炭地域活性化事業費補助金、農地分320万円の減、町営牧場管理用機械整備事業の増減に伴うものです。住宅管理130万円の減、町営住宅宮園団地等下水道排水設備整備事業及び町営住宅火災警報装置整備事業の執行減に伴うものです。

22款、1項町債、6目土木債、2節道路橋梁債1,060万円の減、道路整備事業7件の事業確定に伴う減であります。

17ページ。6節住宅債320万円の減、町営住宅建設事業の事業確定に伴う減であります。10目1節臨時財政対策債3,880万円の減、限度額確定に伴う減額であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

19ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項、1目議会費23万7,000円の減、主に議会運営、町議会だより発行の減、議会議務局の増であります。

21ページ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費154万9,000円の増、主に庁舎町民広場、修繕料123万7,000円の増ほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行に伴う計数調整であります。

23ページ。3目職員厚生費65万3,000円の減、主に職員福利厚生、健康管理、健康診断委託料71万円の減であります。4目情報化推進費41万3,000円の増、25ページまでとなりますが、主に地域情報通信基盤整備、通信運搬費33万6,000円の増であります。5目交通安全防犯費3万4,000円の減、6目行政管理費6万1,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

27ページ。7目文書広報費73万7,000円の減、主に広報印刷製本費74万7,000円の減であります。10目企画費14万4,000円の減、11目財産管理費2,000円の減、12目車両管理費39万7,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

29ページ。13目町制執行110周年記念事業費82万円の減、33ページにわたり7件の記念事業の執行精算に伴う減であります。

2項徴税費、1目賦課納税費93万円の増、主に町税収納、還付金・加算金100万円の増であります。

3項1目戸籍住民登録費39万5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行に伴う計数調整であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費18万5,000円の減、選挙事務執行に伴う減であります。7目農業委員会委員選挙費8万2,000円の新規計上、委員の死去に伴い欠員補充するため、当選人を定めた選挙会の開催経費の計上であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費37ページにわたり、統計一般と経済センサスの事務事業間の予算調整であります。

39ページ。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費405万8,000円の減、主な内容は福祉灯油単価アップ分として20万円の増、国民健康保険特別会計繰出金418万円

の減であります。

41ページ。2目心身障害者福祉費742万円の増、43ページにわたり主に障害者児補装具給付81万円の増、障害者児介護訓練等給付517万円の費、障害者自立支援対策推進237万7,000円の増、地域活動支援車両整備事業101万4,000円、執行による減であります。4目老人福祉費675万4,000円の増、45ページにわたり主に介護保険特別会計繰出金261万円の減、介護サービス事業特別会計繰出金967万7,000円の増ほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。7目自治振興費319万8,000円の増、地方バス路線維持対策補助金として霧多布線が国・道補助金の減、及び燃料単価アップなど経費増に伴う収支不足により、また、国泰寺床潭線が燃料単価アップなどによる経費増による収支不足による両路線の運行を維持するための町補助金の増額であります。8目社会福祉施設費70万5,000円の減、47ページにわたり主に宮園鉄北地区集会所建設事業の執行減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費30万6,000円の減、主に児童福祉一般、児童手当システム借上料の減であります。2目児童措置費76万9,000円の増、49ページにわたり主に子ども手当の増であります。3目ひとり親福祉費135万5,000円の増、ひとり親家庭等医療の増であります。4目児童福祉施設費60万2,000円の増、51ページにわたりますが、主に保育所一般、広域入所委託料67万1,000円の増であります。5目児童館運営費12万3,000円の減、子夢希児童館に正職員が1人増員となったことから、非常勤職員及び臨時職員賃金を減額し、児童クラブ登録数が多い友遊児童館の非常勤職員及び臨時職員賃金を増額するものであります。

53ページ。4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費38万1,000円の減、主に母子保健の妊婦一般健康診査委託料が受診者減により166万2,000円の減、新型インフルエンザ対策の64歳以下の生活保護受給者、及び低所得者へのワクチン接種助成として16万2,000円の新規計上であります。がん予防保健の疾病予防対策事業費等補助金について、平成21年度事業の事業精算に伴う返還金102万円の新規計上であります。健康増進の健康診査委託料について、受診者増加見込み分58万7,000円の増、精神障害者医療対象者の見込み減による51万1,000円の減であります。

55ページ。5目病院費1億2,000万円の増、病院事業会計への負担金の増で、補正後額を5億1,600万円とするものであります。

2項環境政策費、5目し尿処理費233万1,000円の減、衛生センター整備事業、事業執行に伴う減であります。

57ページ。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費32万7,000円の減、主に会長及び委員の死去に伴う不在時の委員報酬34万9,000円の減であります。2目農業振興費161万1,000円の増、主に中山間地域等直接支払事業159万8,000円の増のほか、説明欄記載のとおりであります。3目畜産費260万9,000円の減、59ページにわたり主に矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業について、事業執行に伴う補助金確定による減であります。5目農地費3,022万9,000円の減、町営牧場管理用機械整備事業入札執行により351万7,000円の減、尾幌地区畜産担い手総合整備事業、受益者の事業中止に伴い2,673万4,000円の減であります。8目農業水道費32万6,000円の減、61ページにわたり説明欄記載のとおり、事務事業執行に伴う減であります。9目堆肥センター費166万9,000円の増、施設及び車両の修繕料の増であります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費29万4,000円の増、水産業一般、厚岸港まつり協賛会への補助金、町制執行110周年記念事業分の精算に伴う追加計上であります。2 目水産振興費188万2,000円の減、主に市場衛生管理備品整備事業の入札執行に伴う179万3,000円の減であります。

63ページ。3 目漁港管理費、寄附金10万円の充当による財源内訳補正であります。5 目養殖事業費88万4,000円の増、主にカキ種苗センター施設修繕料の計上による増ほか、説明欄記載のとおりであります。

65ページ。6 款1 項商工費、1 目商工総務費116万3,000円の増、四つの事務事業、それぞれ説明欄記載のとおりであります。2 目商工振興費3万2,000円の増、商工振興一般、事務費の増であります。3 目食文化振興費35万7,000円の増、主に味覚ターミナル道の駅施設修繕料42万7,000円の増ほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。4 目観光振興費12万2,000円の増。

69ページ。5 目観光施設費8万4,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

71ページ。7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費27万5,000円の減、有明町山通りほか整備事業、入札執行に伴う減であります。2 目道路新設改良費1,335万円の減、75ページにわたり事業費確定及び事務費計上の人件費が、交付金対象となったことによる給与費への組みかえ減であります。3 目除雪対策費4,185万1,000円の増、補正後額を6,185万7,000円とし、除雪委託料は大雪に伴う除雪回数がおおむね5回分の計上となるものでございます。

3 項河川費、1 目河川総務費6,565万2,000円の増、77ページまでまがりませんが、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業4,305万2,000円の増、河川委託料57万8,000円の増、工事請負費3,924万9,000円の増は、トライベツ川スリットダム下流取り付け水路改修工事分72万4,000円、フップウシ川流域土砂生産減対策工事として、工事前仮設道路85メートルの付設工事3,852万5,000円の計上であります。当事業は、国の委託事業として平成23年度へ繰越執行予定での計上であります。汐見川改修事業2,260万円については、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、他の事業の執行見込み残分を本事業に増額して、年度内執行に間に合わせるための計上であります。なお、補正予算案確定時点で、事業費確定を留保していた住の江通り整備事業につきましては、道交付金の2次配分が12月10日に増額決定したため、今定例会に提出予定の追加補正予算案において、あわせて事業費確定に基づく調整を行うことを申し添えます。

4 項都市計画、1 目都市計画総務費4万1,000円の増、説明欄記載のとおりであります。3 目下水道費428万9,000円の減、下水道事業特別会計繰出金の減であります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費138万2,000円の減、79ページにわたり町営住宅、主に施設修繕料52万6,000円の増額、町営住宅奔渡団地安全施設整備事業、奔渡団地に階段・手すり設置工事86万円の増、他の事業は、それぞれ説明欄記載のとおり事業費確定による計数整理であります。3 目住宅建設費562万5,000円の減、81ページにわたり町営住宅建設事業、事業費確定に伴う減であります。

83ページ。8 款1 項消防費、1 目常備消防費489万7,000円の減、釧路東部消防組合負担金、主に給与費改定及び平成21年度決算繰越金に伴う減であります。2 目災害対策費35万6,000円の増、主に移動系防災無線免許申請に伴う事務経費の計上であります。

85ページ。9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費208万円の増、主に高等学校教育支援、通学バス定期券購入助成の増額であります。

2項小学校費、1目学校運営費9万6,000円の増、89ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。2目学校管理費73万9,000円の増、91ページにわたり主に学校管理、各学校共通消耗品費及び施設修繕料の増額計上のほか、計数整理による増減であります。3目教育振興費47万9,000円の減、93ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込み減及び計数整理であります。

3項中学校費、1目学校運営費81万8,000円の増、95ページにわたり主に厚岸中学校、光熱水費、真龍中学校、光熱水費及び燃料費の増であります。2目学校管理費1,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。

97ページ。3目教育振興費29万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込み減及び計数整理であります。4項1目幼稚園費88万9,000円の増、私立幼稚園就園奨励費、対象世帯増による増額であります。

99ページ。5項社会教育費、1目社会教育総務費7万6,000円の減、2目生涯学習推進費2万8,000円の増、3目公民館運営費1万5,000円の増、4目文化財保護費1,000円の増。

101ページ。5目博物館運営費3万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。6目情報館運営費164万円の増、103ページにわたり、主に長期病気休暇職員 の代替臨時職員の共済費及び賃金、コンピューター実習室パソコンの保守点検委託料の計上であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費10万円の減、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。2目社会体育費57万3,000円の減、107ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込み減及び計数整理であります。3目温水プール運営費2,000円の増、4目学校給食費増減なし、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込み減及び計数整理であります。

111ページ。11款1項公債費、1目元金92万7,000円の増、2目利子361万2,000円の減、それぞれ平成21年度長期債の借入実行確定に伴う調整計上であります。

113ページ。12款1項1目給与費2,528万6,000円の減、去る第3回臨時会で可決されました給与条例改定及び採用・退職会計間移動、さらに退職手当組合追加負担金などによる計上であります。それぞれ説明欄記載のとおりであります。詳細につきましては115ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

7款土木費、3項河川費、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業4,305万2,000円であります。

再び1ページへお戻りください。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

6ページをお開きください。

畜産経営維持緊急支援資金利子補給に関する債務負担の限度額を480万2,000円に変更するものであります。下段に、調書がございますのでご参照願います。

再び1ページへお戻りください。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第4表、地方債補正、変更であります。

町営住宅建設事業320万円の減、辺地対策事業120万円の減、過疎対策事業160万円の減、防災対策事業10万円の減、地方道路等整備事業770万円の減、臨時財政対策債3,880万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

8ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄でございます。平成21年度末現在高111億9,919万5,000円、平成22年度中起債見込額6億7,240万円、補正後の平成22年度末現在高見込額は108億8,538万6,000円となるものであります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

次に、議案第80号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成22年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ418万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,934万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ418万円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金418万円の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費272万3,000円の減、職員人件費276万5,000

円の減、給与条例改正に伴う減額等でございます。国民健康保険一般4万2,000円の増。
なお、人件費につきましては、その内訳については、8ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

5項1目特別対策事業費145万7,000円の減、主に非常勤職員の採用見送りに伴う減であります。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案第81号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成22年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,109万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ45万2,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節水道費分担金5,000円の減でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節定量使用料45万6,000円の増、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費16万円の減、職員人件費の減、給与条例改正等に伴う計上であります。なお、この内訳につきましては、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

8ページ。2款水道費、1項1目水道事業費61万1,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりですが、主に水質検査131万4,000円の減、簡易水道施設236万4,000円の増ほか投資的経費の事業費確定等による計数整理であります。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第82号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（2回目）。

平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ418万2,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分209万1,000円の増。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、1節現年度分139万4,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、1節現年度分34万8,000円の増、それぞれ医療給付費の増でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金29万9,000円の増、歳入歳出調整財源として計上であります。

6款諸収入、2項延滞金加算金及び過料、2目1節加算金5万円の増でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項医療諸費、1目医療給付費418万2,000円の増、過年度分の医療費請求に伴う見込み分を含めての計上であります。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成22年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,379万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,677万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款4項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ2,379万6,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道事業補助金1,500万円の減、社会資本整備総合交付金、交付決定に伴う減であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金428万9,000円の減。

6 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入79万3,000円の増、消費税及び地方消費税還付金であります。

7 款 1 項町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債530万円の減、事業費減に伴う発行予定額の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費50万8,000円の減、主に職員人件費46万4,000円であります。2 目管渠管理費120万4,000円の増、湖南中継ポンプ場修繕の計上であります。3 目処理場管理費125万円の増、9 ページにわたり主に終末処理場の修繕料の計上であります。4 目普及促進費80万2,000円の減、水洗化等改造工事補助の減であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費2,233万2,000円の減、13ページにわたり公共下水道事業補助3,000万円の減は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減及び制度上対象外となった人件費と事務費を、起債事業と単独事業への振りかえでございます。なお、職員人件費につきましては、給与条例改定採用・退職会計間移動等による計上であり、その内訳については17ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

15ページ。3 款 1 項公債費、1 目元金65万6,000万円の増、2 目利子326万4,000万円の減、平成21年度長期債借入実行に伴う元利償還金確定に伴う計上であります。

1 ページへお戻りください。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3 ページをお開きください。

第2表、地方債補正、変更であります。

公共下水道事業530万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

下の表は、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成21年度末現在高42億7,395万9,000万円。平成22年度中起債見込額2億6,260万円。補正後の平成22年度末現在高見込額は42億9,036万4,000万円となるものであります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

平成22年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ261万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,214万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では4款6項にわたり、それぞれ261万円の減額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金261万円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費69万3,000円の減、主に職員人件費の減であります。なお、職員人件費の内訳については、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2項徴収費、1目賦課徴収費2万8,000円の減。

8ページ。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費150万円の減。3項1目高額医療合算介護サービス費150万円の増、それぞれ今後の見込みによる増減であります。

10ページ。4款地域支援事業費、2項包括的支援事業2事業費、1目包括的支援事業等事業費191万3,000円の減、主に職員人件費169万4,000円の減であります。なお、職員人件費については、会計間移動及び給与条例改正等による計上であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金2万4,000円の増。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1回目）。

平成22年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ897万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,988万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ897万4,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、3節短期入所生活介護費収入951万2,000円の減。2目1節施設介護サービス費収入736万6,000円の増、今後の見込みによる増減調整であります。

3項1目1節自己負担金収入84万円の増、内訳はそれぞれ説明欄記載のとおり、今後の見込みによる増減調整であります。

5項自立支援給付費収入、1目1節障害者短期入所介護給付費収入50万4,000円の増。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金967万7,000円の増。

9款諸収入、1項1目2節雑入9万9,000円の増、内訳は説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費718万3,000円の増、主に職員人件費650万3,000円の増、通所介護サービス58万9,000円の増、緊急雇用創出事業交付金により臨時介護員1人3カ月雇用する共済費・賃金の計上であります。3目訪問入浴介護サービス事業費10万4,000円の減、職員人件費であります。

8ページ。4目短期入所生活介護サービス事業費492万2,000円の増、職員人件費156万5,000円の減、短期入所生活介護サービス648万7,000円の増、緊急雇用創出事業交付金による臨時介護員4人3カ月の雇用及び嘱託職員の異動減に伴う臨時看護師1人、長期病気休暇職員の代替臨時職員1人を雇用する共済費・賃金の計上であります。7目包括的支援事業費4万4,000円の減、職員人件費であります。

10ページ。8目障害者介護給付事業費63万1,000円の増、障害者短期入所の増であります。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費361万4,000円の減、職員人件費732万円の減、施設介護サービス370万6,000円の増、主に給食食器の購入費及び給食業務委託料の増であります。なお、職員人件費につきましては、会計間移動及び給与条例改正等に伴う計上であり、その内訳については14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算から議案第85号 平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第86号 平成22年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、総則。

平成22年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業について、配水管布設がえ等事業を403万3,000円減額し、3,921万7,000円、機器等更新事業を59万9,000円減額し820万1,000円に、メーター設備事業を133万6,000円減額し3,223万8,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を481万円減額し、2億2,328万1,000円とするものでございます。1項営業収益は649万9,000円の減額、2項営業外収益は168万9,000円の増額でございます。

支出につきましては、1款水道事業費用を217万円減額し、2億4,052万8,000円とするものでございます。

1項営業費用は、148万1,000円の減額。

2項営業外費用は68万9,000円の増額でございます

収益的収入及び支出の補正内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

9 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は637万3,000円の減額でございます。水道使用料の団体用183万円の増、工業用832万7,000円の減が主な内容であります。2目受託工事収益は12万6,000円の減額です。給水工事の設計審査及び工事検査手数料の減額でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は1万9,000円の増、預貯金利息の増額でございます。4目雑収益は167万円の増、退職手当組合納付金の還付による増でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は115万4,000円の減額であります。これは水質検査委託料110万7,000円ほか、事業費確定による委託料の減額でございます。2目配水及び給水費は55万円の増、これは委託料で戸別漏水調査委託料が38万9,000円の増、修繕費で配水管等修理43万4,000円の増などが主なものでございます。4目総係費は72万円の減、これは報酬で委員報酬として24万9,000円の増、手当が37万5,000円の減、10ページに参りまして法定福利費35万7,000円の減、委託料23万8,000円の減などが主なものでございます。5目減価償却費は15万7,000円の減、主に機械及び装置14万8,000円の減であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は71万6,000円の減、企業債利息確定による減でございます。3目消費税及び地方消費税は2万7,000円の増であります。

1 ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入では、1 款資本的収入を497万円減額し、4,866万9,000円とするものであります。1 項企業債は160万円の減額、5 項工事負担金は18万8,000円の減額、6 項補償金318万2,000円の減額でございます。

支出では、1 款資本的支出を623万6,000円減額し、1 億6,263万円とするものでございます。1 項建設改良費が623万6,000円の減額でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は160万円の減額でございます。説明欄記載のとおり、各事業費確定による減額でございます。5 項1 目工事負担金は18万8,000円の減、メーター器取り付け個数の減によるメーター負担金の減額でございます。6 項1 目補償金は318万2,000円の減、これは予定しておりました床潭末広間道路改良工事が、次年度以降となったことによる配水管等布設がえ工事補償金の減額などが主なものでございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費は463万2,000円の減であります。説明欄記載のとおり、事業費確定による減額でございます。3 目メーター設備費は133万6,000円の減、メーター器取り付け個数減による設備費の減額であります。4 目固定資産購入費は26万8,000円の減、車両及び各備品購入額確定による減額であります。

1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1 億1,396万1,000円について、過年度分損益勘定留保資金1 億106万5,000円、当年度分損益勘定留保資金878万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額411万6,000円で補てんするものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正でございます。

企業債の予定額を160万円減額し、4,330万円とする内容であります。起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

職員給与費について49万円減額し、3,668万4,000円とするものでございます。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは資金計画、6 ページから8 ページまでは水道事業職員補正給与費明細書でございます。飛びまして、12ページと13ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成22年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第87号 平成22年度厚岸町病院事業会計補

正予算（2回目）についてご説明申し上げます。

1 ページからごらん願います。

第1条、総則であります。

平成22年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

平成22年度厚岸町病院事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

(1)患者数のうち、年間延べ患者数であります。入院患者で7,300人を減じて計2万75人に、外来患者は4,860人を減じて計5万9,535人とするもので、合わせて合計では計7万9,610人の計上となります。1日平均患者数につきましては、入院患者数で1日55人、外来患者数で245人、それぞれ20人を減じる内容でございます。当初予算における年間患者数の計上は、総事業費用に合わせた見込み数となっているところでございますが、12月時点での一般会計補助金の増額調整に合わせ、その分患者数で調整しようとするものでございます。

次に、(2)の主な建設改良事業であります。今回今年度予定しておりました建設改良事業が、それぞれ事業執行済みとなりました。医療器械整備事業建設工事事業で、それぞれ計数の整理を行うものでございます。

続きまして、2ページの第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、10ページの補正予算説明書により説明をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益で2,602万6,000円を減額補正するものです。内訳ですが、1項医業収益で1億6,582万9,000円を減額し、1目入院収益では1億3,645万円の減、2目外来収益では2,937万9,000円の減としようとするものです。患者数の減少の想定に合わせ、収入見積額を減額する内容となっております。

2項医業外収益ですが、1億3,984万3,000円の増であります。3目その他医業外収益では、退職手当組合事前納付額の精算還付として1,828万4,000円を増額補正し、4目他会計補助金として12月での病院事業会計に対する補助金の増額計上であります。内容につきましては、節説明欄に記載されておりますが、当初予算からの増減は、後ほど説明をさせていただきます。

次に、収益的支出であります。

1款病院事業費用2,604万9,000円の減額補正です。1項医業費用で同額2,604万9,000円の減。内容ですが、1目給与費で2,907万8,000円の減、1節給料で1,569万円の減、2節職員手当等で2,328万3,000円の減となります。年間を通じた医師の減額、それから給与改定によるそれぞれの減額調整の計上であります。

次に11ページ。3節法定福利費では402万8,000円の減であります。医師の退職に伴う減、退職手当組合につきましては、事前納付額の還付による負担金調整が行われたところの減額となったところでございます。4節賃金では1,392万3,000円の増、常勤医師の退職を補充するための非常勤医師の派遣に伴う臨時医師賃金の増が主な内容であります。2目材料費では1,245万2,000円の減、入院・外来のそれぞれの減による薬品とか材料費の減によるものでございます。3目経費では1,548万1,000円の増であります。内容ですが、

2節旅費交通費で354万8,000円の増、臨時医師派遣に伴う交通費の増、6節燃料費では347万3,000円の増、ボイラー重油の単価増などによる増額補正であります。12節修繕費では298万円の増、これは病棟で使用いたします移動式レントゲン装置の管球交換259万円が主な増額の内容であります。17節負担金では548万円の増、医師派遣の増加に伴います負担金の増額補正でございます。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容でございます。

次に、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項補助金で151万9,000円の減、これは1目他会計補助金151万9,000円の減であります。内容につきましては、医療器械購入費補助136万1,000円の減及び建設工事費補助で15万8,000円の減、事業執行による計数調整となっております。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費で151万9,000円の減額です。内訳ですが、1目固定資産購入費、1節器械備品購入費では、透析用監視装置ほか購入残で136万1,000円の減となります。2目1節建設工事費では、エックス線室エアコン取り付け工事で15万8,000円の減額となった内容でございます。

以上、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

職員給与費で2,907万8,000円を減額して、総額で7億8,351万6,000円とするものです。

次に、第6条、他会計からの補助金であります。

一般会計から繰り入れを受ける額について、病院経営における補助金の算定根拠に基づき、当初予算で計上された9項目それぞれの計上額から今回12項目とし、1億2,000万円を増額補正するものであります。退職手当や基礎年金の負担金、救急医療不採算運営費補助金の増が主な増額内容となっております。

次ページの4ページは補正予算実施計画、5ページは補正資金計画、6ページから9ページまでは補正給与費明細書、12ページ、13ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

総病院事業収支におけます補正予算ベースでの単年度の見込みにつきましては、15万5,000万円の収支黒字となる予定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、議案第87号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本9件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前11時07分休憩

午後4時38分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

各会計補正予算審査特別委員会続会のため、本会議を休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後5時38分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算、議案第80号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第81号 平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第82号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第83号 平成22年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第84号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第85号 平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第86号 平成22年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第87号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査につきまして、平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

14番、竹田委員長。

- 竹田委員長 平成22年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算外8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第79号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第81号 平成22年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第83号 平成22年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第85号 平成22年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第86号 平成22年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第87号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第96号 工事請負契約の締結について、議案第97号 工事請負契約の締結について、議案第98号 工事請負契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程をいただきました議案第96号から議案第98号工事請負契約の締結について、3件の提案理由の説明をさせていただきます。

追加で配付をさせていただきました議案書1ページをお開き願いたいと存じます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在の学校給食センターは、昭和47年12月に完成し、建設後38年が経過し、老朽化が進み、さらには昭和47年当時の学校給食と比べますと、副食の調理品の多種化に伴い、施設に設置する給食調理器具等も増加し、現在の給食調理室では作業スペースも狭隘となっております。こうしたことから、老朽施設、あるいは狭隘施設の解消と、安全衛生面に配慮した新たな学校給食センターの建設を行うものであり、新たに建設する学校給食センターは、面積が911平方メートルで現在の2倍以上の面積となり、調理室内も十分なスペースを確保し、近代的で衛生面にも最大限配慮を行い、安心・安全な学校給食を提供する施設とするものでございます。

さらに、施設の特徴といたしましては、食物のアレルギーにも対応できる調理スペースを確保し、安全な給食を提供できるよう配慮しております。

また、これまでの学校給食センターでは対応できなかった、児童・生徒や町民の調理作業の見学訪問に対応するガラス張りの研修室を確保し、ここから給食を調理している様子が直接見学できるように配置をしております。この研修室を活用し、これまで不十分でありました食育教育を各学校と連携し、計画的に推進していくこととしております。

厚岸町学校給食センター建設事業にかかわる厚岸町学校給食センター建設工事は、平成22年3月の第1回定例会におきまして予算措置され、平成22年、23年度予算で継続費により工事を実施しようとするものでございます。

内容でございますが、1、工事名、厚岸町学校給食センター建設工事、建築一式工事でございます。2、工事場所、厚岸白浜3丁目1番地及び2番地。3、契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札で、共同企業体1社、単体5社の参加によるものでございます。4、請負金額は3億1,290万円でございます。5として、請

負契約者は、共和・影本経常建設共同企業体、代表者として厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所。構成員といたしまして、厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社です。

2ページをお開きいただきたいと思います。

参考といたしまして、工事概要であります。鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て、1階床面積763.67平方メートル、2階床面積147.5平方メートルで、延べ面積911.17平方メートルの建築工事及び外構工事としてアスファルト舗装1,112平方メートル、化粧砂利敷き125平方メートル、合計で1,237平方メートルでございます。

2といたしまして、工期でございますが、着手が契約締結日の翌日から完成が平成23年11月30日までとするものであります。

3といたしまして、位置図、配置図、各階平面図、立面図であります。議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

7ページ、左側が位置図、右側が配置図となっております。建設場所につきましては、厚岸町白浜3丁目1番地及び2番地でございます。

議案書8ページをお開き願います。

8ページは、1階平面図でございます。1階の所要室でございますが、図面左側中央が玄関であります。事務室、研修室、調理室があり、調理室の右側が食材搬入口、各下処理室、食品庫等となっております。調理室左側が搬出口、コンテナプール、コンテナの搬入口、洗浄室となっております。その他、更衣室、便所等の諸室につきましては、図面をご参照いただきたいと思います。存じます。

議案の9ページをお開き願いたいと思います。

2階平面図でございます。図面右側の空調器機械室及びダクトスペースが2階部分となります。空調機械室の左側につきましては、調理室及びコンテナプール部分の吹き抜けとなっております。空調機械室の左側の部分にありますキュービクル及び空調室外機につきましては、屋上部分に設置されるものでございます。

議案10ページをお開き願いたいと思います。

議案10ページは、立面図となっております。図面上段左側が南側立面図であり、7ページの配置図では、町道側から見たものでございます。上段右側は、東側立面図でありまして、配置図では道道側から見たものでございます。他の方向の立面図につきましては、図面を参照願いたいと存じます。

続きまして、議案第97号でございます。

議案書3ページをお開き願いたいと思います。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容であります。1といたしまして工事名、厚岸町学校給食センター建設工事、電気工事であります。2といたしまして、工事場所、厚岸町白浜3丁目1番地、2番地。3といたしまして、契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札で、共同企業体1社と単体2社の参加によるものでございます。4といたしまして、請負金額は6,247万5,000円でございます。5といたしまして、請負契約者は、西口・栗林経常建設共同企業体、代表者として厚岸郡厚岸町湾月2丁目361番地、株式会社西口

電気商会。構成員といたしまして、厚岸郡厚岸町真栄2丁目67番地、栗林電気株式会社でございます。

4ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要であります。電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信設備、構内交換設備、拡声設備、緊急通報設備、呼出設備、テレビ共同受信設備、映像カメラ設備、構内配電線路設備、構内通信線路設備であります。

工期でございますが、着手が契約締結日の翌日から、完成が平成23年11月30日までとするものでございます。

3といたしまして、位置図、配置図、各階平面図、立面図につきましては、先ほど議案第96号でご説明を申し上げたとおりでございます。

続きまして、議案第98号でございます。

議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

議案第98号工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1、工事名、厚岸町学校給食センター建設工事。管工事でございます。2といたしまして、工事場所、厚岸町白浜3丁目1番地、2番地。3といたしまして、契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札で、共同企業体1社と単体4社の参加によるものでございます。4といたしまして、請負金額は1億3,650万円でございます。5といたしまして、請負契約者は、太平洋・共立・川端経常建設共同企業体、代表者といたしまして釧路市春採5丁目16番17号、太平洋設備株式会社。構成員といたしまして、釧路市松浦町11番3号、株式会社共立、同じく構成員といたしまして、厚岸町宮園1丁目200番地、川端金物株式会社でございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

参考といたしまして、1、工事概要であります。空気調和設備、暖房設備、給気設備、給油設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、給湯設備、衛生器具設備、プロパンガス設備であります。2といたしまして、工期でございますが、着手が契約締結日の翌日から、完成が平成23年11月30日までとするものでございます。3といたしまして、位置図、配置図、各階平面図、立面図につきましては、議案第96号でご説明を申し上げたとおりでありますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第96号について質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 まず、資料を要求しまして、入札の結果というものをいただきました。建設工事建築一式工事の方なのですが、予定価格に対して予定価格以内の業者というのが、今回、請負契約者となっているところだけだというような結果としてなっております。私方、例えば総務常任委員会などで今おります建設課長補佐や、せんだって亡くなりました建設課長の方にもいろいろと工事の入札、あと積算というものについてお聞き

したときには、業者の積算というものは地方公共団体、私方が積算する金額とほとんど変わらないのだと。そういうシステムというものが業者の方にもあって、地方公共団体が示した仕様に基づいての設計というものが、ほとんど私方の予定価格と変わらないものを出されているのだというような形で、出すことができるのだということを説明されておりました。

ただ、今回のこういうものを見ると、非常にそういった中で予定価格よりも下回ったもの1社だけ、一番多いところでは1割くらいも高めの応札金額というふうになっているような状況というものを見たときに、私方が委員会でのやりとりの中のもの信頼するのであれば、そもそも何のためにこれらの業者というものが参加しようとする意思を見せて、厚岸町のほうに一般競争入札の参加をしようとしているのかというものを、意思を図りかねるところというようなものがあると思うのですよ。もしそうじゃなくて、これらの業者もやはり厚岸町のこの工事を取ろうと思って、一般競争入札へ参加をしようとしたのであれば、もしかしたら設計仕様書なりが、厚岸町から示されたものと業者側が積算したものとの中で、何か大きな差があったのじゃないのかなというふうに私方は思ってしまいます。何らかの勘違いとかがあって、設計・積算がどうしても業者側のほうが大きくなってしまったとかというふうに、それについてまずどうなのかなということをお聞かせ願いたいと思います。

やはりこうやって1割以上も多いといった中で、落札業者については恐らく積算書なりをいただいて、落札後に積算書なりいただいたのかもしれないけれども、こういう入札金額、予定価格よりも大きくなるような落札をした業者というのものにもその見積もりというか、積算内訳というものを出示してもらって、検証する必要というものはあるのじゃないのかなと私は思うのですけれども、この点についてどうなんでしょうか。

それは契約行為というもののの中での話なんで分けまして、今度、96号の方に入りますけれども、まず外構工事の詳細ということで、アスファルト舗装が1,237平米となっております。ただ、図示された説明資料の中で、1,237平米というものはどこなのかがわかりません。隣地境界線すべてぎりぎりまでを整備するのか、どうなのかというのがわかりませんので、それについて教えていただきたいと思います。

それと、この配置図を見て思うんですけれども、現道、学校給食センターが建つところには、町道白浜町南2の通りというのがあります。ただ、施設の利用、また駐車帯等の線が区切られているところも考えたときには、この反対側、隣地境界30メートルと書いてあるところの道道の方にも、取り付け道路なりというものがあつたほうが、ぐるっと回るとかといったような中では、より通行しやすいのかなと。また、こちらの方には、建物詳細のほうでも米粉とかパン仕分け室などというものもあって、やはり車がぐるっと回るといった中では、取り付け道路の設置といった点ではどうなのかなということで、教えていただきたいと思います。

それと、工事概要の中で鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階建てというふうになっております。どこが構造変化の分かれ目なのかがわからないので、それも説明してください。

あと、各工種ですね、建築工事いろいろな工種に分かれるとは思いますが、地元下請というものが、当然いろいろと発生してくると思います。ただ、地元下請で

きないような工種というものが、どのようなものがあるのかというのを教えていただきたいと思います。

そしてたくさんあって申しわけないんですけども、何せ3回なので一遍に1回目は全部言ってしまいますけれども、今回1階平面図を見てもわかるように出入り口、玄関口以外にもコンテナ受け入れとか、荷受けエプロンのところの搬出口、パン仕分け室や米粉でいいのかなと思うのですけれども、そこ。あと、ごみステーションのところとか、荷受けエプロン、搬入ちょっと見えないですけれども、搬入室というものがあって、玄関以外の出入り口というものがあります。施錠関係というものは一体どのようになるのかな、各それぞれが別々の鍵を持って、別々な鍵じゃなければあかないようにするのか、それとも一括の鍵であくようになるのか、ここら辺というものをちょっと教えていただきたいと思います。

あと、今回の施設については従来よりも2倍、今までの給食センターよりも2倍ほど広い施設というふうにして、衛生面にも十分配慮して施設をつくるということで説明されていたんですけども、人の出入りといった中で、エアシャワーというのを2カ所設置されているようなのですけれども、ただ、先ほども言いましたとおり、外部との接触箇所というのがほかにも6カ所も、玄関以外にもあるといったときには、1回入った人間というものが外部との接触したときに、じゃ、そこから雑菌等の混入というものがないのかどうなのかというものが、非常に心配になります。そういった点で、提案理由の説明のときにあった衛生管理という面でどのようになっているのか。入るときはエアシャワーをやるけれども、入ってしまった後は、外の出入りも何もない中で自由に出入りしてしまえば、何の衛生管理にもならないんじゃないのかというふうに思いますので、この点について教えていただきたいと思います。

今回この給食センターが、2倍の建物ということになってますけれども、各ブロックにいろいろとブロックがあります。野菜下処理室とか、魚下処理室とか、調理室やコンテナプール、洗浄室などというものがあります。じゃ、これの人員配置といったものを考えたときに、今までの人員で十分できるのか、それともこの建設に伴って人員増というものを、調理員の人員増というものが出てくるのかどうなのかというものを教えていただきたいと思います。

そして備品購入ですね、今回建設工事なのでないですけれども、来年23年度の中では備品購入というものが、当然いろいろな調理備品とかも入ってくると思うのです。購入予算として上がってくると思うのですけれども、このリストというものをできれば私なりに思うのは、2月とか1月ぐらいまでにつくってもらって、その上で町内業者なりにも、こういうものを来年購入しようと思っておりますとかというようなものを出すことによって、町内の業者も入札なりそういったものに参加しやすくもなるとは思いますので、やはりこういうリストというものをできるだけ早目に固めてもらって、出すようにはできないのかという、以上、10件言おうと思ったのですけれども、2件ほどは先ほどの提案理由の説明の中でわかったんで、8個ですね、これについて教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず最初の2点、私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。ほかの件につきましては、教育委員会の方から答弁をお願いしたいと思います。

まず、どうしてこのような落札金額、決定業者以外の、それは私どもははかり知りません。競争の結果、業者が積算した数字でありますので、私どもが答えるものではないというふうに考えます。我々は設計図書を開示といいますか、お見せをして、それによって業者さんがそれぞれ計算した結果、この数字になったということで理解をさせていただいております。

それから、積算書の検証をすべきでないかというお話がございましたけれども、この件につきましては、例えば落札予定価格とそれから最低価格設定して、最低価格を下回った金額があった場合、確かにその業務が執行できるのかどうなのかということ、これは心配しなければならない話ですから、その場合は、そういう応札があった業者さんに積算書の提示を求めて検証するというやり方をしております。今回の場合は、その基準の、価格の範囲内の話でございますので、そこまでは私どもは行っておりません。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 私のほうからは、まず、鍵の関係でございますけれども、鍵はマスターキーにより、1本であけ閉めをするということでございます。また、この構造の切れ目でございますけれども、8ページ、1階平面図の中で左の方から8.25、5.000、このラインの下に四角いマスにHというふうに書いている場所があるんですけども、これが構造的には鉄骨鉄筋コンクリートの印でございます。さらに右側5メートル行った場所にも同じもの、さらにまた右側5メートル行った場所にも同じもの。さらにまた5メートル、275、行った場所にもHの文字がございます。今度このHの文字から下側、距離で行きますと2メートル40とさらには4メートル、4.675、下がった場所にも四角いマスにHのものがああります。また、さらに3.35から3.575、下がった保管庫という部屋の角にも四角いマスにHという文字があります。ということで、要は四角いマスにHの形で四角を四角く囲うような状態になった部分が、鉄骨鉄筋コンクリートの構造となります。

今度、アスファルト舗装と砂利の線引きでございますけれども、基本的には駐車場を通して利用する場所、町道白浜町南2の通りの上側、学校給食センターとの間、駐車スペースの点々点々というライン書いてございますけれども、その部分。今度は、この配置図の学校給食センターの左側、隣地境界線44.6と書いた右側のほうですね、駐車場のスペースもアスファルト舗装でございます。また、隣のほうに学校給食センターの上段の方に建物の絵がございますけれども、その下、学校給食センターの境界線までの間についてもアスファルト舗装でございます。

この中で、今度、砂利の部分なんですけれども、道道厚岸標茶線、この図面でいきますと、オイルタンク置き場というふうに書いている建物の端から建物の端までの長方形の部分、この場所が砂利というふうな計画でございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 私の方からは、お尋ねありましたエアシャワーの関係で、2カ所あるということでのお尋ねがありました。外部から接触すると言われる部分の出入口は、我々が言っているところの汚染区ということで、そこに行くには必ずエアシャワーを通して入っていきます。その汚染区で外部の人との接触となりますから、その汚染区にいる人たちは、非汚染区には入って来られません。中の給食の調理場の方には入って来られないようになっています。したがって、中のほうへは入って来られませんので、必ず遮断されているという状況になります。したがって、このエアシャワーを通りながら、汚染区に入っていくという態勢になっております。

さらに、完成後の人員配置のお尋ねがありました。現在、私ども管理課で考えておりますのは、新しい施設になって労働環境は少し改善されてくると思っています。したがって、人員配置の関係については、今以上の人数を雇用するということにはならないというつもりで運営をしていきたいというふうに考えております。

もう1点、最後になりますが、次年度予定しております備品購入についてお尋ねがありました。内部の備品については、今回の工事の中で設置する器具等もかなりありまして、極力、新たに購入する備品を少なくしようということ考えております。もちろん現在、今の施設で使っている使えるものは、新しい方に持っていこうという考えでおりますので、そういったことを踏まえながら23年度で最終的に購入すべきもの、これから整理をしまして、23年度の予算の中で購入していくということでもありますので、早目にその一覧表をとということではありますが、この後、整理をさせていただきます、しかるべきときに提出したいというふうに思っております。2月か3月とかには出せないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 私の方から、要は取りつけ道路の関係でございますけれども、まず町道白浜町南2の通り、これについては町道になっておりますので、道道部分についても縁石の巻き込みということで細工はできます。しかし、上段の方の車の出入口については町道以外ということで、一般的な縁石の切り下げで対応するしか方法はないということでございます。（「あとは下請の制限があるものが、工種があるのか」の声あり）下請の関係でございますけれども、今回の工事内容でいけば、基本的には地元の業者でも対応できると思っておりますけれども、あとは地元の技術的な能力であったり、要は建築物の規模によって工期的な制約等ある場合については、その場合によっては地元で対応できないケースも出てくるのかなというふうには思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 まず、入札行為といった方の中で、確かに副町長が言われるとおり、業者方がどのような考えでというのはわからないと思うんです。ただ、少なくとも入札に参加し

よう、応札しようとする意思があつて来るわけですから、そのときに積算資料というのを持ってきている。私、勘違いでしたら大変申しわけないのですけれども、一般競争入札導入しようとしたときに、今、厚岸町では事後審査型の一般競争入札を取り入れているというふうに私方理解しています。

それはどのようなものかという、落札があつた後、その業者というものがきちんと施工に値する業者なのかというものをしっかりと精査した上で落札決定をするのだと。ですから、あくまでも一般競争入札として、すぐに応札した金額の最低者が、落札者とはならないのだというような説明を受けてました。そうしたときには、やはり積算資料なりも出してもらうとかというふうな形にもなると思いますので、入札参加者、最低価格応札者以外にも積算資料というものを出していただくことは可能だと思いますので、やはりそういうものも出してもらった中で検証するというものは、大事じゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、再度、ご答弁お願いをしたいなというふうに思います。

じゃ、ちょっと気になったところ、きれいなところから言いますけれども、備品購入については、そうすると今回の建設工事なり設備工事なり管工事の中には、含まれている部分があるというような説明になろうかと思うんですけれども、じゃ逆に、それらがどのような備品を、この中に含んでいるのかというのを示していただきたいというふうに思います。

そして取りつけ道路についてはわかりました。

エアシャワー、そのまま衛生管理といったところでは、そうすると、外部との接触というものは、中に入れてしまったものは一切ないと。左側の荷受けエプロンというところの搬出口などは、全然外気や何かにも触れることもない、コンテナの受け入れといったところも全然外気との接触というものが、全然ないというふうな感じで理解すればいいのか。それだけの気密があつた中へ、どうやってコンテナを運び入れたりするのかというものは、ちょっと不思議には思うんですけれども、そういったものを再度説明していただきたいなというふうに思います。

それ以外については、施錠についてはマスターキーが1本だということになるので、やはりそうじゃないと大変だなというふうに思うのです。これだけの出入り口というものがあつた中で、管理をするといった部分では大事かなというふうには思います。

再質問は、そのくらいでお願いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回実施させていただいた方法は、先ほども説明をさせていただきましたけれども、条件付きの事後審査型一般競争入札というふうな手法をとらせていただいております。これの条件につきましては、インターネット等でも公開されて、その条件に合致するという業者さんが、指名願と入札の参加申請がなされて応札をしていただくというやり方です。

どういう条件をつけているかといいますと、まず、業種ごとの格付、AランクとかBランクとかという格付の問題、それから現場代理人の専任配置、それから建築基準法に

基づいた技術者の適正配置が可能かどうか。さらには、指名停止基準による指名停止を受けていないというようなこと、それから住所要件を付記しております。さらには、同等程度の工事实績を有すること。これらが同条件として付されておりますので、最低の入札基準に合致した入札・応札があった業者さんについては、すぐその場で落札という決定をするのではなくて、落札候補者としてなっていて、この付させていただいた条件をすべて満たしているかどうかということの後日、指名委員会で審査をさせていただいて、問題がなければその適否を判断して、すべてについて問題がないというふうに判断をさせていただいて、落札者ということ決定するという手法をとっているわけです。

したがって、どういう積算根拠で、どういう数字の積み重ねでこうなったというところまでは、審査の対象にはいたしておりません。したがって、先ほど言いましたとおり、そこまではやる必要はないものというふうに判断をさせていただいております。

それから、亡くなった課長の話もされておりましたけれども、これだけ町で積算、はじいた金額と業者さんがはじく金額というのは、設計単価という部分が道で基準単価、それぞれの部材等にかかわる単価というのは公表されております。その数値を我々も使っておりますし、業者さんも公表されている数値をもって計算されるわけですから、相当タイトな数字が出てくるということで、多分説明されていたのだろうというふうに思います。まさにそのとおりで、あとはどれだけもうけを考えるかということになってこようかと思えます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 備品のお話でございますが、現在、工事の中に含まれているもの、大まかなものと言いますと、調理機器については大半が建築一式工事に含まれておりまして、これにつきましては機器の設置が複雑化しておりまして、建築主体の施工を進める上で大きな影響がありますので、例えば機器の配置による床の排水溝の位置やそういった検討の一部、床を上げ下げする施工などが必要であったり、機器によっては壁に埋め込むなど複雑な施工が必要であることから、建築工事に含めることとして、今回発注をいたしておるものがたくさんあります。

そうした中で具体的に説明しますと、回転釜とかそういった釜類や、あるいは冷凍・冷蔵施設等々については、今回の工事の中に入っておりますし、洗米機、あるいはそういった連続炊飯システム、そういったものも今回の本体工事に入っております。一連の工事の中に入っております。

したがって、図面で言いますと、研修室に備えるべき会議用のいすなどにつきましては、備品購入として新たに新年度で購入していくものになっていきますし、前段にも説明しましたが、今、使っている施設から外して運び込んでくるものも考えております。そういった中で新年度の備品購入としては、現在、計上している金額として600万円程度の備品となろうかと思えますが、そういった中での継続費の中での予算であります。617万4,000円の内訳をもって、それに当たっていきいたいという考えでおります。ご

理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 今回この建設工事の中に主要な、要するに給食センターとして業を営むときは、主要な備品というものは建築工事の中に入っているのであれば、やはりそれは議案なりの中に表示してほしいと思うんですよね。まるっきりなくて、ただ建物と外構工事だけであれば、私方としてはそのように考えてしまいますし、この議案の参考の中にもどのようなものをつけるのかというものは出すべきじゃないのかなと思うんですよね。この点について、議案の提出の仕方という形になると思うんですけれども、備品関係については表記しようとかということとは考えなかったのでしょうか。それについて、3回目ですから私もこれでやめますけれども、やはり提出の仕方としては含まれているものというものをしっかり出していただきたいと思うんですよね。今回これを出てしまっているという形でしかないんですけれども、やはりちょっと上程の仕方というものに対して、もう少し再考していただきたいなというふうに非常に思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 前段説明させてもらいましたいわゆる調理器具とか、そういう形で説明させてもらいましたが、私どもとしては備品というよりも施設設備の一部だということで考えておりました。設備工事、あるいは本体の工事にかかわる設備の一つとしてとらえております。そういった中で、備品は備品として整備をしなければならないものもありますので、そういった形で整理をさせていただきながら、今回対応させていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後6時32分休憩

午後6時33分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

他にごいませんか。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 これは春から議論してきた経緯ですので、今、説明の中では建物本体に対しては、今現在使っているものより2倍になるということで、働いている人方については非常に状況としてはいいのかなと思います。

今、この配置図を見せていただきまして、ちょっと確認しておきたいと思うんですが、この北側にある境界からさらに建物がございますけれども、これは元釧路支庁の農地課ですか、の建物があるのではないか、そのことを指すのではないのかというふうに思うんです。春の時点では、この農地課の土地も譲ってもらって、厚岸町の財産として、ここ一枚で使いますよという言い方をされたというふうに私も思っています。今回の配置図を見ると、この部分がそっくり、財産がまだうちになってないのかどうなのかわかりませんが、その辺のところはどういういきさつで残したまま、今回建設工事に当たるのか。

春の説明では、要はそこも平地にして一枚でこの建物を建つ、そのような言い方をして、十分に面積はありますよという言い方はされてきました。今回の配置図見ても車両が、せいぜいこの点線を引いている駐車場を見る限り、20台か21台ですね、線の引いている部分では。今、また食育の問題が出て、見学もできますよと、いわゆるそこで働いている人以外も来て見ることともいうか、そういう行事もある可能性があるわけですよ。そうしたら車、どこへ置けばいいんだということになるかと思うんです。あそこまで行くったら、町から行くたら車でしょう、恐らく。バスも日に何便かは走っていますけれども、そういう車の利用ということを考えれば、これは当初からここは狭隘になるんでないのかと。いわゆるゆったりとした環境的に、あそこで子供たちの食べる食事をつくっているんですよというにはちょっと、ああいう狭いところという懸念はされていたわけです。それで、ここはどうなのかなという思いはあったんですが、元の支庁の建物の敷地含めて、これはどういうことになるのかということが一つ。

それから、見通し、厚岸町に買い取るというのか、譲ってもらうというのか、春のお話の中では譲っていただくというのか、同じ行政同士の中での安くなるのかどうなのかわかりませんが、そういった見通し含めてその辺はどうなのか。それから、駐車場の関係について、そのことについてどう思うのか、その点について伺ってきたいと思います。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 配置図にあります釧路振興局で持っている耕地課の詰め所の件であります。3月の議会であったかと思いますが、この敷地の問題については、先方のほうとも随分詰めてきておりまして、その段階でお話ししているのは、昨今の農業予算の減少で、情勢が変わってきたということまでお話ししてあったと思います。本来であれば22年度の予算で、道の方としては解体をしていくという話で進めてきましたが、それが22年度ではできなくなってきたと。要は予算の縮小、事務経費の縮小の中でこういった管理・事務費がなくなってきたものだから、道としては解体することについては大変残念ながらという話をいただいて、そのときに道の方からのお話は、国の補助金でこの詰め所を建てております。国の方としては、こういった道が使わなくなった施設を、じゃどうするかということで、撤去もできないということが北海道の各地にもありますし、全国的にそういったことがあって、農水省の対応としましては、そのときに言われたのが、町の方が公共用として使う場合に、農水省の方としては無償譲渡でいいということが出されてきたということ为先方のほうから連絡をいただきまして、我々厚岸町と

しては、そうであれば厚岸町がこの建物を物品保管庫であったり、あるいは災害の防災用の物を保管しておく、そういったことで活用するという使い道はあるということの内
部協議いたしまして、できるのであれば厚岸町としてはこの財産を譲渡願いたいとい
うことで、無償譲渡であります、譲渡いただければという話は伝えております。

道としては、そういうことで厚岸町に打診をしてきました。先般、12月になってから
また連絡をいただいたのは、道の方から、そういう話を私どもにしてきたわけでありま
すが、実際、北海道として道条例の中で無償譲渡の手続をできる条例がなかったから、
今回、議会の中で条例を整備をし、それは農水省の本庁との協議も終わり、道条例の中
で道の施設である、ここで言えば耕地課の詰め所ではありますが、そういったものを公共
用施設として無償譲渡できる規定を整備して、次の段階に入っていきたいということ
を伺っておりますので、今現在は、まだ厚岸町のものには譲渡いただいておりますが、
これは厚岸町のものとして譲渡いただけるという話で、担当の課長とは話ししてありま
す。そうした中で、完成までの間に、そういった譲渡の手続が整うのでないかというふ
うに期待をしながら、その話を受けております。これが詰め所の話でございます。

敷地については、こういった形で説明しているとおり、舗装部分駐車場として確保し
ております。我々、食育に関してこの施設を今後活用させていただきながら、学校と連
携をとってこの中で研修を行う予定であります、今考えているのは、子供たちについ
てはスクールバスで送迎をさせていただきながら、希望する時間に来ていただいて希望
する時間に帰っていただくという、クラスごとの対応は可能であるというふうに思っ
ておまして、それなりのバスの停まれる場所は確保していくことで考えておりますので、
ご理解をいただきたいと思っております。

一般の方々の利用につきましても、これからどれほど来るかということもあるんです
が、できればグループごとに何かの会とか、そういうグループを中心に集合していただ
きながら、こういう施設で研修をしていただくという機会をつくっていただければとい
うことを考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 何かごまかしているというのか、詰めが甘いですね。当然、国の補助入っ
てああいう建物たっているとおり、そうすると、さんざん今までも議会でもやってきた
とおり、町だって建物建てて解体までは40年、50年たたなきゃ、鉄筋だったらだめだよ
と。でも町の場合だったら、そこが床が落ちて使えなかったら、自分たちで何とかす
るといって期間を縮めているけれども、あの建物最初から、まだ比較的新しいってみま
せんか、あれを、まだ。それだったら、あと何年残っているかということ想定できない
んですか、その辺のところ詰めていかなかったんですか。詰めて、今時期建てるまで
には更地になって、あそこを一枚で建つのであれば、それなりに確保できるかなとい
う話だったんですよ。私はそのように受けて、皆さんもそうだと思います。春には。

さあ、どうしようという感じですけども、今の話だって、国が無償で譲渡する、
農水省が「いいよ」というようなことのようにですけども、それだっただけで見通し立
たないんでしょう。いつになるかというのは。その言い方としては、あそこは倉庫に使

でもそのままに、あれつぶしちゃったら、今度、国民というか町民から、「何だ新しいの、むだ遣いでないか」と、国、つけあげ食らうよ、恐らく。町がそういうことすれば、私は、そう思う。それだけ厳しくなっているんだから見る目が、その辺しっかり考えなかったのかというか、詰めてこういう結果にならなかったのかと、私は思うんですよ。

こういう図面引いてちゃって、今さらという感じですけども、よくもこういう図面出したなというか、春のまだ記憶に新しい説明と、がらっと変わった言い方をされるということは、話進められないというか、どうしようもないなというのか、今までそのことを一度も、厚文さんのほうは聞いているのか知らないけれども、議会にそういう状況が変わったことも言ってないですよ、うちらも、厚文さんも聞いていませんか。

まず、そういった意味では、ある程度説明して見通しが立ってというか、そういう話が固まった段階で、こういうふうにすべきだというふうに私は思うんです。当然、議会にもそのことをお話しして、了解得られるかどうかは別にしても、話きちっと説明あってしかるべきだと思うんです。自分たちというか、自分たちの見通しの甘さからこういう結果になった、一生ここに建てて30年、40年一生言っていかなければならないと思いますよ。

先ほど、話、2番議員さんからあったように、白浜南2の通りから入って、ぐるっと回って道道に出られるような、そういう策であるのだろうなというふうに、春の説明の段階では私もそう思っていた。これだったらコンテナ車、どこをバックして、ここはその先、左側のほうは共済の住宅ですから、比較的ある程度余裕はあるかもしれませんが、だって人の敷地でぐるっとおしり向けて帰っていく、回ってくるというそういうコンテナというか、車の見方もちょっとできないだろうし、いずれにしても農水省からの話はきちっと決まったわけではないんですね、今の話では、そういう期待感で話を進めると。ましてやこの建物はそのまま残って、耐用年数がある程度国の状況が変わるまでは、これは残しておかんきゃならないということなのだろうと思うんですが、その辺の見通し含めて、もう一度きちっと説明してください。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 搬入口がいわゆる北側のところ、搬出口があるわけですけども、これは道道側に出るのには、支障がない広さがあるというふうに考えておりますし、ここの部分の譲渡、譲渡については道のほうでは、条例を変えて行いたいというふうに表明されていますので、この部分については厚岸町のものになるというふうに考えておりますし、我々も先ほど北海道のほうの説明に対しては、そういうふうな防災器具の備蓄庫というふうな言い方が、一番名目的に町として譲渡を受ける中では、いいだろうというふうに思うんですけども、現実には備蓄庫以外にも当然給食センターが、今は置くことができなくて、例えば米についても少ない数ずつを搬入させてもらっている部分も、給食センターの倉庫としてももちろん使うことができるという中では、まるっきり人の建物があるという中では大変な部分ありますけれども、全く厚岸町のものとして倉庫として使えるという中では、この隣にある例えば物置なんです。倉庫・物置なんですけれども、例えば除雪機械を入れるにしても何にしても、中で使う部分を入れるとい

う意味では、我々は邪魔にならないのではないかというふうには考えているところで
す。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 6 時50分休憩

午後 7 時04分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

教育長の再答弁を進めてまいります。

教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうから、もう一度答弁させていただきます。

この建物につきましては、昨年3月現在の中では、北海道の方も取り壊しをしたいという立場で、我々と折衝していたところでございますけれども、年度が変わり、国の農政予算の中での枠が、撤去費等を入れられないのではないかなというふうな状況が出てまいりまして、その後の対応につきましては、ずっと道と交渉していたというふうな経緯がございます。その中で、7月の厚文の中でもまだそのところについては、建物については壊されるような状況ではないんですけども、壊されるような形で、あるいはあっても最低限度、通れるような形での設計にはいたしたいということでは、お話をさせていただいていたところでございます。

実は12月入りまして改めて北海道の方と、その後の協議についてお話をしたところでございますけれども、実は先ほどお話ししたように、北海道の方としては、一番最初取り壊す、あるいはもっと前には買い取ってくれというふうな話もあったんですけども、最終的には何とか無償譲渡の形をとりたいので、そういうふうな条例を改正する中で、無償譲渡の形をとっていきたいというふうな形を示されたところでございます。我々としていたしましては、一つには、無償譲渡として、もらう条件として、それなりの自治体としての役目として備蓄倉庫として使うので、譲渡していただきたいというふうな形をとらせていただきますけれども、近い将来には、できれば給食センターの全体の敷地の中では、ベストなのはやはり更地であろうという考えの中では、譲渡終わった段階の中で解体することができないだろうかというふうなことについても、今後、折衝してまいりたいというふうに思います。

なかなか相手のあることとございまして、議会に対して明確な答弁しないまま今日に至ったということに対しては、大変申しわけなく考えておりますので、ご了承いただきたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 これでは最後にしますけれども、3月年度当初の予算の審議の中では、この

件に関しては皆さん聞いているとおり、あの地区一枚物でいきますよというお話を私どもに、きちっと明確にお話されていきました。今回、この議案が出て、これそうでないかなと思っても、そのことに一切触れないで、敷地のことについては請負契約ですから、敷地は関係ないと思われていますけれども、ここに浮いているならば、建物というのはそれなりに私は言う筋合いのものじゃないですけれども、地にきちっと、そういう前提のもとで建物を建てますよと言っていたんだから、こういう事情で、こういう現状では、今、こうして年内に請負契約して、繰り越しの中で2年計画で建てるということになりましたということを、一言、議員さん方にも説明あってしかるべきではないのかと。指摘されて、初めてそのことを言わない。今までどの委員会にも議員協議会にも最終的には、この12月になって何か無償譲渡の見通しがあると言うけれども、それだったってまだその上に、農水省と道の関係があるわけでしょう。先ほどの話では。それもまだ明確にはなっていないわけですよ、期待感ですよ、厚岸町としては。望むところ、そうしてほしいと。

そんな状況の中で、国同士の話というか、行政同士の話ですから、今言われているように厚岸町に、いずれそう遅くない時期になるんだろうと私は思いますし、そうしていただかなければやはりこういう施設というのは、多少余裕のある、本当は木の二、三本、あるいはこういう余裕の緑のあるような敷地に、ゆっくりとした雰囲気の中で食事をつくるというのが望ましいと、私は思うんです。こんな狭隘というか、ぎりぎりの状態の中で、それこそスクールバスが来たにしても道道に停めて、子供たちがおろさなければいけないのか、いずれにしても全体的に、これから30年、50年使っていくと思えば、子供たちに対しての思いを考えれば、もうちょっと行政は効率的なものだけではなくて、そういう目配りも大事だと思っております。

そんなことから、できるだけ早いうちに、もう一つちょっと疑問に思うのは、こういうところに備蓄しなければならないような大事な食糧・米、やっぱり本体の中では、今のスペースでは言われると、ないのかなと思うんですが、余り根掘り葉掘り利用のところを考えれば、払い下げてもらおうとか、譲渡とか、譲っていただくには、それなりの理由をつけなければいけないとなれば、そういう苦しいことを言わなければいけないのかなと私は思うんですけれども、いずれにしてもきちっと道に早い機会で譲って、正確にいただけるような努力を教育委員会は、町はしなければいけなくなったというふうに理解しますので、その辺、汗水少し流していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 我々もこの建物の件につきましては、内部でいろいろな折衝をしていたという中で、大変申しわけなく、議会のほうに報告が遅れたとか、はっきり決まらなかったというのももちろん大きかったわけですが、報告が遅れたということについて、あるいは今回の提案の中で早めにご説明をできなかったということについては、大変申しわけなく思っております。

また、この無償譲渡につきましては、北海道の方も条例を改正して対応するというふ

うなお話を伺っておりますので、この点については満々大丈夫であろうというふうには考えているわけですが、なお一層、道の方にも要請を強めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第97号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

議案第98号について、質疑を行います。ございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 いろいろ話聞いていて、本来であれば管工事についての質問しかできないと思うんですけども、ちょっと戻っちゃう部分もあるんですけども、議長、お許し願いたいと思います。

今の教育長からのご説明の中で、土地の問題、建物の撤去できなかった部分で、もしこれが撤去できて解体されていれば、この給食センター自体の位置図というのは最初からこの部分だったのか、それともこれが解体できなくて、間に合わなくて配置図をずらしたのか、その辺はどうなんですか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 7 時15分休憩

午後 7 時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

14番、竹田議員に対する答弁から進めます。

教育長。

●教育長（富澤教育長） 教育委員会といたしましては、今回のこの部分が撤去する撤去しないにかかわらず、この位置での設計を考えておりました。というのは、撤去するにしても先ほどお話あったように、この建設までに撤去できるという計画ではなかったわけですから、我々としてはこれが撤去されても撤去されなくても、支障のないようにという意味で現在の位置を考えておりましたので、これについては変更ありません。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 管工事の文書なんで、ここはね。だから僕が心配したのは、当初の予定よりも何メートルかずれると、管の工事が要するに行ったり来たりすれば安くなったり高くなったり、メーター幾らですかね、だからそれを聞いたんですよ。そういう答えであれば、変わらないのであれば、当初予算からも変わらないんですねということでもいいんですよ。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第99号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第99号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

平成22年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,491万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,342万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ。第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では2款3項にわたって、それぞれ1,491万8,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税、普通交付税2,000万5,000円の減、歳入歳出調整財源としての減額であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、6節防衛施設周辺整備事業補助金508万7,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金につきまして、去る12月9日に2次交付分が7,342万9,000円と決定し、現在までの予算計上額との差908万7,000円のうち、400万円を病院事業会計の医療機器購入に充当計上し、一般会計では508万7,000円を増額計上するものであります。なお、同交付金の厚岸町への交付決定総額は2億6,458万5,000円となるものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費30万円の増。病院事業会計において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当して医療機器を購入する充当残分30万円を、一般会計で負担するものであります。

8ページ。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費2,088万8,000円の減。住の江町通り整備事業につきまして、工事費確定及び地権者との協議未了に伴う支障物件移転の本年度見送りによる減額であります。3項河川費、1目河川総務費567万円の増。汐見川改修事業につきまして、歳入でご説明いたしました特定防衛施設周辺整備調整交

付金508万7,000円を充当して、追加計上するものであります。

以上で、議案第99号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。
10番、谷口議員。
- 谷口議員 歳出の道路新設改良費、支障物件移転補償金が減額になって、今の説明では移転補償が合意に至っていないということだと思っておりますが、これは全く見通しないんですか、どういうぐあいなのでしょう。
- 議長（南谷議員） 建設課長補佐。
- 建設課長補佐（水上課長補佐） これに関しましては、昨年度から相手方の方に手紙等を出しながら、直接会える日にち、時間等調整してまいりました。本年度においても相手の方とは3回お会いしております。その中で、道路工事に対する協力等について、再三にわたりお願いはしてきておりますが、この移転補償であるとか、用地買収の話までにはいかないと。要は協力は、お願いはするんですけれども、それ以降の話にならないというのが現実で、これについてはお会いして、その内容がわかった都度、副町長の方にもその旨は説明してまいっています。結果的に、この12月の予算時までには、この移転補償の関係が決着をつなかつたものですから、この金額を川のほうに持っていくという状況のほうになっています。
- 議長（南谷議員） 10番、谷口議員。
- 谷口議員 話が整わない場合に、年度途中であきらめるような態度というのは、いかなものかなというふうに私は思うんですよね。途中途中でぷつぷつ、町のほうも切ってしまうのであれば、相手方がどういう理由があつてこの話が整わない状況になっているのかわかりませんが、そして話に乗ってもらえない理由もわからないんですけれども、やはりこれは最終までこの予算を残しておいて、この問題の話し合いを詰めていくということが大事ではないのかなと。
それともう一つは、ああいう工事をこれで2回目、3回目ですか、やっているのは、2回目か、変則的な道路の形になっている状況ですよね。これは早期に解消してもらわないと困ると思うんですけれども、そのあたりについてもそういうことは粘り強く、今回減額してもやるのかなとは思いますが、そのあたりどうなっていくのか、もう一度説明をお願いいたします。
- 議長（南谷議員） 税財政課長。
- 税財政課長（小島課長） 予算執行の関係にもかかわりますので、私からご答弁させて

いただきます。

実は、この住の江町通り整備事業は、当初予算の段階では、防衛庁の調整付金を充てるということで計上させていただいておりました。これは従来からの継続事業、ずっとそのとおりでございます。ただし、このたび防衛庁の調整交付金の2次交付が、従来ですと2年前は11月の半ば、昨年は11月30日です、決定が。我々は12月の定例会で従来ですと、その2次交付分を全額計上した中で全体の調整をして、この状況交付金は繰り越しは認められておりませんので、3月31日まで執行しなければならないというのが絶対条件になっております。

そういった中で、住の江町通りの整備事業につきましては、この関係分は事業が2,000万円にもなります。ですから、この部分を執行できないと、せっかく交付決定を受けた防衛庁の調整交付金を返上しなければならないという事態にもなってしまいます。ということ回避するために、冒頭で提案した部分では、万一落ちた場合の安全策として考えていた汐見川の方に事業を増額計上しておいて、この部分を実は担保していたわけです。追加までは粘ろうと、交渉しよう、何とかというスタンスで来ていたということです。

これはそういった事情でありますので、ここまで我慢してきましたけれども、次の執行を手当てしておかないと、12月の議会で工事請負の別の河川の方の計上しておかないと、3月まで工期持っておかないと、執行できません。工期的に、多額ですから。そういった事情もありまして、変則的ではありますけれども、こういった計上になったということでございます。

もしご質問者が言われるように、地権者との間で合意がなったならば、この後ですね、なったならば可能であれば来年度、これは継続事業として防衛庁のほうから認められておりますので、来年度予算の中で計上して執行するというのも可能性としてはありますので、その可能性にかけるかどうかというのは、これからの予算編成の中での判断、それから地権者との交渉にもなりますけれども、そういう事情の中で、万やむを得ない執行だということでご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほど、建設課長補佐のほうからも説明をさせていただきましたけれども、3回という話がありましたけれども、1回、6時間も7時間もお話もさせていただきました。私も会わせていただきましたし、町長にも会っていただきました。そこに行きません。核心に触れさせたくないような状況でありまして、しかも、なおかつ再三こういうタイトなものも、最終年度に入ってきている状況ですから、我々も再三再四とにかく電話には出ただけじゃありません。出向いていっても、水上補佐しか会えません。そのくらいな状況にもなっているんですね。

さまざまな事情は、向こうさんにはあるんでしょうけれども、これだけ我々が誠心誠意、水上君だけということではない、前課長も朝行ったり夜行ったり、再三話に応じていただくようにお話をさせていただいたけれども、全く乗っていただけないという状況なものですから、万やむを得ずこういう予算措置をとらざるを得なかったということで

ございます。

(「いいです」の声あり)

●議長（南谷議員） よろしいですか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 変だと思うのです。私、前にも言っていますよね。それで相手が了承してくれるまでは何とかということで停滞していったというのも、一生懸命説得しているというのもよくわかります。ちょっと常人では考えられないような状況の中で、一生懸命頑張っているというのもよくわかります。ただ、それをずっとやって、今年もこうやって減額補正しなければなんない、また来年にかけようと言っていることが、やっぱり自分の利益だけ考えたら、とても譲りたくなくても譲っている人はいるわけですよね。ここだけに限らず、道路の拡幅とかそういうときに。そういう人たちとの公平性ということもあるんですよ。

それから、この道路が一部だけ狭くて、あと広くなって行って、先ほど谷口さんの方も言ったですけれども、広くなったり狭くなったりというような道路というのは、やっぱり危険ですよ。それでたしか、あの道路の交差点のどこかでもって中心線が、がばっと変わるような話があって、ひところ話にもなったことがあります。そうすると、どこかで見切りをつけなければならぬんじゃないかと、強制的な措置に入らざるを得ないということも、厚岸町としても腹をくくっていかなければならぬんじゃないかと、そのように思うんですよ。その点についてはどうなんでしょうか、朝行っても会ってもらえないというような状況をずっと続けながら、いやいや説得を続けているんですけど、その努力はよくわかりますよ。どんなに大変なことはよくわかります。でも、それだけでは、もう周辺住民を含めて町民を納得させることができないところまで来ているんじゃないでしょうか、そういうふう思うんですが、いかがでしょう。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 強制執行というお話出たわけではありますが、町長といたしましては、さらに誠意を尽くして頑張りたい、そういう気持ちでいっぱいです。確かにそういう法的な措置もあるわけですが、できればやはり円満に、時間はかかっております。おりますが、さらに誠意を持って当たってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、議案第100号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました議案第100号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算（3回目）についてご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の病院への増額配分が急遽認められましたので、次年度で予定をしておりました医療器械整備事業の一部を前倒しして、急遽急ぎ補正予算の計上を行い、事業を実施しようとするものでございます。

第1条から説明をいたします。

第1条、総則であります。

平成22年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

主な建設改良事業費の補正であります。医療器械整備事業に430万円を増額し、総額4,039万9,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正内容につきましては、5ページの補正予算説明書により説明をいたします。5ページをごらんください。

資本的収入であります。

1款資本的収入、1項補助金430万円の増。これは1目他会計補助金で30万円の増、2目国庫補助金で400万円の増であります。それぞれ節説明欄記載の医療器械購入に係る一般会計補助金、並びに特定防衛施設周辺整備補助金の増額補正後であります。

次に、支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費430万円の増であります。初めに説明をさせていただきました特定防衛施設周辺整備補助金の病院事業における再配分がありまして、これにより医療器械多項目自動血球分析装置1台を更新しようとする内容であります。現在、使用中の分析装置は平成10年度に購入し、本年で12年目となっており、経年による故障もたびたび発生し、その都度修理を行い対応してまいりましたが、本年10月に部品の供給が終了となった通知がございましたことから、機器を更新して診療に支障とならないよう至急整備を図ろうとするものであります。

議案書 2 ページにお戻り願います。

第 4 条、他会計からの補助金の補正であります。医療器械購入費補助として 30 万円を増額する内容であります。

3 ページは補正予算実施計画、次ページの 4 ページは補正資金計画、6 ページ、7 ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 100 号 平成 22 年度厚岸町病院事業会計補正予算（3 回目）の説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

2 番、堀議員。

●堀議員 5 ページ、資本的支出、今回購入しようとするのは、多項目自動血球分析装置 1 台ということで、ただいまの提案理由の説明の中で、平成 10 年に購入して、12 年を経過、機器の故障もたびたびというようなことがありました。今回入れようとするものは、更新だということなんですけれども、能力的な部分というものについて、分析能力というものが前の機器と今回の機器で、どのくらい変わるのかというものを教えていただきたいというのと、この多項目自動血球分析装置というものを 1 年間で、どのくらい使われているのかというものを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 能力につきましては、今、使用している自動血球分析装置に匹敵する、それ以上のものということで、測定項目につきましては 14 項目、白血球ですとか、赤血球ですとか、さまざまな分析の計測に使えるということでございまして、なおかつ、この分析装置につきましては、分析後の処理に、検査項目の数値を継続的にはかるということで、検査システムというものがパソコンと一緒に連動しております。その器械と連動するような形で、今回同じような能力以上のものということで考えてございます。

なお、処理検体は 1 時間当たり 80 検体ということで、それ以上のものということで購入しようとするものでございます。

ただ、検査の件数につきましては、さまざまな種類ごと、あるいは一括してということでカウントできるような数値は、今、データ持ち合わせておりませんので、大変申しわけございませんが、その辺の答弁は応じられないというところでご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 2 番、堀議員。

●堀議員 そうすると、この430万円かけて買ったものが、1年間で1回しか使われないのか、10回使われるのか、それとも200回使われるのかというのが全然わからないような中で、購入について私方が議会の中で承認しなければならないのかなど。やはりこういうものを使うときには、使用実績なりというものがどのくらいあってというものは、しっかり押さえておいてもらいたいと思います。次回、当然、病院の機器関係というのはこれだけじゃなくて、来年以降とかも更新というのはいろいろと出てくると思います。しっかりとそういうものを出した中で、その数値的根拠というもの、利用する必要性というものをしっかりと明示していただけるようにしておいてもらいたいと思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 質問者おっしゃいますとおり、そのとおりだと思います。これは毎日、外来に来られる方も含め血液検査を行っておりますが、ほとんどの方が血液の検査という場合には使う装置ですので、ほとんど1日フル稼働しているという状況です。今後、そのような件数がわかるような資料を取りそろえて、そういった場合についてはお答えできるように準備したい。今、1日、40件ということで病院の方から連絡がありましたので、今後も含めて、そういったデータには万全を期したいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、陳情第1号 「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情書を議題といたします。

職員の朗読について、皆さんにお諮りをいたします。

朝から皆さんに配付をしておりますので、朗読の方を省略してもよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） 職員の朗読を省略し、お諮りいたします。

本陳情書の審査方法につきましては、議会運営委員会の報告にありましたとおり、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

陳情第1号は、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、陳情第2号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情書を議題といたします。

職員の朗読について、お伺いをいたします。

省略してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） それでは、お諮りいたします。

本陳情の審査につきましては、議会運営委員会の報告にありましたとおり、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

陳情第2号は、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、発議案第3号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第3号 厚岸町議会会議規則の一部を

改正する規則の制定について、その提案理由と内容について説明を申し上げます。

各議員ご承知のように、会議規則は、議会がその議決によって、会議の運営に関する一般的な手続及び内部規則等を規律等を定めた規則であります。昨年議会改革で各項を議論していく中で、規則の一部について改正する必要性が生じたため、また、地方自治法の各条文に付記してある見出しが本文中に記載しており、その必要がないことから、当該部分について削る改正を行おうとするものであります。

説明に当たっては、お手元の発議案第3号説明資料、厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第10条第4項、第13条、第14条第1項、第17条第1項、次のページの第72条、第100条及び120条第1項の改正は、地方自治法の各条文に付記している見出しを本会議規則の本文から、それぞれ削る内容となっております。

また、第61条の5項として1項を追加する改正は、質問時間について、これまで運用内規64のな書きにおいて質問時間は、答弁を含め60分以内とすると規定しておりますが、上位法である会議規則に当該規定を移し、新たに追加しようとするものであります。

また、第81条の改正は、起立による表決を行った場合、表決に加わった議員数と起立をした議員数を告げた上で、可否を決定しようとするための文言の追加をしようとするものです。

なお、施行日を公布の日から行おうとするものです。

以上、簡単な説明であります。議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、発議案第4号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案者であります1番、音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第4号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について説明を申し上げます。

さきの厚岸町議会第3回定例会において、来年行われる統一地方選挙から当町の議会議員の定数は、現在の16人から3人減少し13人と可決されました。このため、現在、委員会条例で規定されている各常任委員会の人数について改める必要が生じ、その構成等について議論をしまいいりましたのは、ご承知のとおりでございます。

現在、常任委員会の名称、委員定数及びその所管については、本委員会条例第2条において、総務常任委員会6人、産業建設常任委員会5人、厚生文教常任委員会5人として、三つの委員会の構成になっており、それぞれの所管についても規定されております。

改正内容につきましては、お手元の発議案第4号説明資料、厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

一つ目は、第2条の改正となります。議員定数の減少に伴い、三つの常任委員会を二つの委員会とし、名称及び委員会定数を総務産業常任委員会7人、厚生文教常任委員会6人とし、現行の産業建設常任委員会で所管していた上下水道事業に関する事項を上下水道に関する事項に変更し、さらにはこれまで規定していなかった医療給付と健康増進に関する事項を厚生文教常任委員会の所管に新たに加え、他の事項については、総務産業常任委員会の所管とするものであります。

二つ目は、第4条の2第2項の改正であります。議会運営委員会の委員定数について、今まで6名の選任となっておりますが、議会運営の透明性の観点から、議長を除く全議員で構成しようとするものであります。

なお、施行日は、平成23年5月1日から施行しようとするものです。

以上、簡単な説明であります。議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第11、発議案第5号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案者であります1番、音喜多議員に提案理由の説明を求めま

す。

1 番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第5号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について説明申し上げます。

議会議員の議員報酬は、平成22年度において、議長及び副議長は7%、各委員長及び各議員は5%を、それぞれ独自削減した額で支給されております。議会改革の中で、議員報酬はどうあるべきかということも議論してまいりましたが、厳しい財政状況の中にあっても活発な議会活動を進めていくためには、ある一定の報酬額を保った上で、さまざまな方が議員として活躍できる環境を整えていくことは大切であるという意見がある一方で、厳しい財政事情を考えると、報酬額の増額は町民の要望しているところではないとの意見もありました。

議員報酬という我々にかかわる報酬額をみずから決定しようとすることは、大変心の痛むところではありますが、昨日承認した議案第93号で可決しました特別職の町長ら三役の給与において報酬額が減額されております。これまでの人事院勧告を参考とし、厚岸町特別職報酬等審議会においてこれら議論がなされ、上程されたものと認識しております。各議員ご承知のとおり、議員報酬は過去においては町長の給与を基準に、ある一定のルールをもって決定されてきておりましたが、議会みずからの独自削減を行ってきたことから、このルール以上の削減を結果として行ってまいりました。この結果、この数年間、本則の報酬額の改定を行ってこなかったことから、今回この本則をこれまでとってきた算定方法に沿って改定しようとするものです。

改正内容は、お手元に配付の発議案第5号説明資料にてご説明申し上げます。

議員それぞれの報酬額は、議長で1万4,000円減額し29万3,000円に、副議長で1万円減額し23万5,000円に、各委員長で9,000円減額し21万円、各議員で9,000円減額し18万4,000円に改正しようとするものです。また、期末手当につきましては、諸般の状況を勘案し、年間報酬額の0.2カ月分を減額し、年3.95カ月分としようとするものです。さらに、平成23年度においては、議長、副議長の報酬額を、それぞれ5%削減する内容となっております。

なお、附則で、施行を平成23年4月1日から行おうとするものです。

以上、簡単な説明であります。議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第12、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、会議規則第77条の規定により、総務常任委員会及び産業建設常任委員会が所管事務について調査した結果の報告書が、各委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第13、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成22年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 8 時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年12月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員